

○総務省・経済産業省告示第 号

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第 号）第二十六条第一項の規定に基づき、データの安全管理に係る基準を次のように定め、生産性向上特別措置法の施行の日（平成 年 月 日）から施行する。

平成三十年 月 日

総務大臣 野田 聖子

経済産業大臣 世耕 弘成

データの安全管理に係る基準

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項に規定する総務大臣及び経済産業大臣が定める基準（以下「本基準」という。）を次のとおり定める。

第一 趣旨

本基準は、特定革新的データ産業活用を行うとする認定革新的データ産業活用事業者が遵守すべきデータの安全管理に係る基準について、事業者におけるサイバーセキュリティ対策を推進するため、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構が策定及び公表をする「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」を踏まえ、制定したものである。なお、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の

例による。

## 第二 基準

特定革新的データ産業活用を行おうとする認定革新的データ産業活用事業者は、次の各号のいずれにも該当することとする。

### 一 経営者の関与を含む責任体制等の確立

サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）第二条に定めるサイバーセキュリティをいう。）に関するリスクを経営リスクの一つとして位置付けており、その行おうとする特定革新的データ産業活用（以下「対象事業」という。）に関わる、平常時及び非常時の責任体制及び関係者の役割分担を明確にしていること。

### 二 サイバーセキュリティの確保に関する運用規程等の策定

対象事業を円滑かつ確実に行うために必要な事項を定めた運用規程等において、サイバーセキュリティに関する事項を定めていること。

### 三 サイバーセキュリティに係る要員の確保

サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条の登録を受けた情報処理安全確保支援士をいう。）又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置していること。

#### 四 P D C A サイクルの確立

P D C A サイクルの循環により、継続的なサイバーセキュリティの水準の向上につながる仕組みを構築し、その有効化を図るため、次のいずれかを実施していること。

イ サイバーセキュリティの確保のための管理体制について、合理的かつ客観的な基準による公正な第三者認証を取得し、維持していること。

ロ 定期的に、サイバーセキュリティに関する外部監査等（当該監査を受けられないやむを得ない事情がある場合であつて、独立性及び公平性を担保し、外部監査に準じた措置として組織内において講じているものを含む。）を実施するとともに、当該外部監査等の結果に基づき、サイバーセキュリティ対策の改善を行っていること。

## 五 インシデント対応

サイバーセキュリティに関するインシデントに対し、サイバーセキュリティを維持するための責任、権限及び能力を備えたインシデント対応要員を配置し、対応方針を含む運用規程等を定めていること。

## 六 事業継続計画の策定

不正アクセス等のサイバー攻撃による障害等から迅速に復旧するための方法を含む適切な事業継続計画を策定していること。

## 七 リスクの分析と対策

サイバー攻撃に対するリスク分析を実施し、対象事業におけるリスクを認識した上で、対象事業を行う事業者の組織に加え、運営業務の外部委託先も含め、当該リスクに応じた技術的及び組織的なサイバーセキュリティ対策を実施すること。

## 八 脆弱性に対する継続的な対策

対象事業に用いるソフトウェア及びハードウェアの脆弱性が顕在化しないよう、当該脆弱性に関する情報収集、セキュリティパッチの適用等の必要な対策を継続的に講ずること。

## 九 サイバー攻撃等の検知及び監視

日々進化するサイバー攻撃等の脅威に対して、それらの検知及び監視を行うサイバーセキュリティ対策を講ずること。